

次に、地区内のテレビ共同受信施設組合の設立の関係ですが、十一月の十八日に組合設立の発起人会が開催されました、その席上で、今月の九日に組合設立総会が開催されることになっております。以上です。

○福祉部長（石川和夫君） それでは、私の方から緊急一時保護に関して現在検討している内容ということでございますが、これにつきましては、先ほど議員さんから御質問の中であったと同様の関係でございますけれども、障害者の援護対策の一環として、保護者あるいは家族の疾病等によって、緊急に保護しなければならぬというようなことで、一時保護するというふうな観点からでございます。一応、対象を身障者におきましては一級から二級程度の方。それから、精神障害者につきましては一度から三度程度の方を予定しておるわけでございます。形態としては、先ほど申しましたように、家庭委託といえますか、保護、あるいは介護人の派遣等を考えております。

それから、施設の今後の必要性というふうなことかと思えますけれども、私どもといたしましては、これにつきましては、必要性はあるというふうに考えております。何らかの形で、していかなければならぬのではないかと、そんなふうに思っております。

それから、学童保育の関係でございますが、現在三名の障害者の方が入っております。

それから、障害者の受け入れ方の考え方、あるいは障害者の扱いというふうなことでございますけれども、これにつきましては、先ほど市長から答弁ございましたように、施設の関係あるいは指導員の関係等を含める中で、今後十分研究をさせていただきたいと、そんなふうに思うわけでございます。以上です。

○教育長（来住野和也君） 私に御指名があった点についてのみお答えをいたします。

就学時健康診断の拒否者について、どのように考えるかということでございますけれども、この拒否者の方々というのは、御自分のお子さんが心身障害児であるとかそういうことでございまして、考え方として、この健診に反対の方が拒否をされているわけでございますけれども、やはりこの法律の趣旨を考えますと、事前に健康等を診断して、四月の入学時期までに、それが早目にわかっておれば、治療の余裕もあるわけですし、できるだけ健康な体で入学をしてほしいという、当然の願いもありまして、こういう割に素朴な理由ではないかと思うのに、理解がされないということについては、私としては理解ができない。その辺

については、お話でもできる機会があれば、お話でもしたいと思っております。

それから、知能テストを、今御指摘がありましたように、学校保健法施行規則の第一章第一節第一条の十一項に、御指摘のように、知能検査法によって精神薄弱の発見に努めとありますが、そういうものを早目に発見するということが、差別、選別につながるのではないかと御指摘だと思いますが、私は、先ほど田村議員さんにお答えをしましたように、例えば、御承知のように、習熟度別授業というのが、かつてはほとんどこれは差別、選別だということで、丸々一〇〇％、例えば教職員団体等では反対してありました。ところが、最近では、教職員団体の研修会でも、これは相当認知をされまして、今では、相当市民権がある考え方になってきております。そういったことからいたしまして、やはり、精神薄弱である、不幸にも、そういう児童と、それから一般の生徒を同じクラスに入れて教育するのは、果たして、適切なかどうかという点については、やはり時とともにいろいろな考え方がございまして、現在のところ、やはり現実の学校の制度あるいは教員の数、生徒の数、そういうものから見まして、それなりのところに行っていた方がいいのではないかと、という考え方も、当然ありまして、そのための事前の調査ではないかと思うのでありますけれども、ただ、先ほど言いましたように、子供に一番いい方法、御父兄の気持ち等は最大限、斟酌をいたして就学相談に立ち会っている先生方は、そういう基本は崩さずにやっておられると思いますので、その点では、差別、選別だというふうには考えておりません。以上です。へ「そうだ」「全然、勉強不足じゃないか」「差別、差別というのは、ろくなやつはいないよ」と呼ぶ者あり

○教育次長（古谷正夫君） 拒否者が六名いるわけでございますけれども、その点につきましては、未実施の方と同様に、後ほど文書で受診されるよう御指導申し上げているところでございます。

それから、六小だけ丸、三角というふうなテストをやるのはどういうことかという御指摘でございますけれども、これは、学校に判断をゆだねておりまして、すべて学校でお願いを申し上げております。次に、市が不実施した場合はどうだというふうな御質問でございますが、これは学校保健法では、区市町村の教育委員会は実施を義務づけられております。当然、これは実施しなければならないというふうなこと

で、二十六市等につきましても、すべて実施しております。

国の処分はどうかというふうなことでございますけれども、未実施がございませんので、そういう処分は当然ないと思っております。もし、仮にこれが市町村の教育委員会が実施しなかった場合につきましては、当然、法を無視したというふうなことで、処分はあるものと考えております。以上でございます。

(「追試験も実施してらって、安心した」と呼ぶ者あり)

○二番(大森 進君) 時間も大分遅くなっていますから。(「いいよ、ゆっくりやれ」「ゆっくり、ゆっくり、いらいらするやつはしょうがないから」と呼ぶ者あり)

基地の關係なんです、市内上空低空飛行訓練について、三九協定は一つの取り決めで、一定の基準になるといふふうに言っていますので、私は基地がなくなればいいわけで、こういう協定も必要ないと思っているのですが、まあ一つ、いろいろと申し入れるためには、こういうのを使ってやるといふことなのでしょう。ある意味では、これが、一つの基準というか、判断基準にはなっていく、いかざるを得ないという性格は持っていると思います。実際、そういった基準がありながら、高さの調査をする考えはないというわけなのです。これは、市長が基地を容認していて、その立場で出てくる考え方ではないわけです。(「そのとおり」と呼ぶ者あり) 実際、こういった基準がある程度あるとするならば、それに沿って、市長はその調査をしながら、基地に対して申し入れを行うわけです。基準があるにもかかわらず、調査しないわけでしょう。これでは、市民はちょっと納得しないのではないですか。これは、もう完全にね、本来はそういうのを調査して、あななるほど一定基準を侵していないということ、市長が申し入れはしないという判断をするのだったら、私はそれでも納得しませんけれども、まあ一定程度の理由にはなるだろう。しかし、それもしないで調査も一切しないという考えでは、これはもう文句を言うという考え方がないんですね。先ほども言っていますけれども、工事の理由でやろうが何であろうが、C130は昼間であれ、夜であれ、三機、四機編隊で飛んでいるんですよ。しかも低く。それで、問題ないというように市民が思いますか、思わないでしょう。低空で飛んでいるんだと。それを、市長というのは自治体の長なのですから、その市民の意向を十分反映してどうすべきかを考える立場でしょう。何らそう

いうことをやろうとしないということ、これは絶対おかしいわけです。

先ほどもいいましたけれども、口頭で申し入れは行いたい。市長が基地に行つて、司令官に口頭でどういふ感じかというのか、僕らにはわからないのです。一緒に付き添って行つていませぬので。だから、私なんかはわかるのは、市として文書をつくって基地司令官に渡すことなのです。そのコピーを見れば、ああ市長はこういう内容で言っているということがわかるわけです。それは、イコール市民もわかるわけです。ある意味では、それが、要するに信頼關係を生むわけでしょう。口でこうだと言つたって、具體的なものが示されなければ、それはわからないわけで、先ほども言っていますけれども、高さが低いというふうには私は思っているけれども、それは一切調査しません。しかし基準はあるのですよと言っているのです。そういう姿勢では、口頭で横田基地に司令官に対して、何を言つたかというのは、何となくそれはわかる気がするのです。だから、だめだから、文書でやっていただきたいというふうには言っているわけです。これは、これ以上言つても大きく変化はないというふうには思いますが、ちょっと市長の政治姿勢については、大変に問題があると。で、やはり市民の要望を十分くみ入れていないと、その姿勢があらわれているというふうには、申し添えておきます。これについては、また、一般質問する機会がありますので、その中でやっていきたいと思ひます。

次に、騒音測定機の設置について、これは全く同じ答弁を繰り返しただけです。もう一度聞いても出てこないと思うのです。どちらにしても、前向きにという言葉がある以上、検討、検討では済まないと思います。もう言っていますから、近々実現するであろうというふうには思っています。リサイクルセンターの騒音測定機でも購入するときは、大体五百万円というふうには、前に言われています。当然、そのぐらいの予算の捻出は十分できるであろうというふうには思っていますので、これは、設置された段階で、また、こういった内容については、お伺いしていきたいというふうには思ひます。

あと、基地内の工事等については説明があったのでわかっています。最終的に工事が終わっていないので、共同受信組合ですか、これ以降も被害状況が広がる可能性ありますよね、現時点の状況に比べてね。それは国がやっているのだということで、対応はされているという答弁なんです。そこら辺、今後、被

害が拡大してきて、国がやっているんだということ、市が対応しないのは、やはり不親切だと思いますのでね、それなりにやっていると思います。それを市民のためには、最大限援助していただくように、これは申し添えておきますので、まあ基地がなければ、こういう問題を質問する必要もないわけですが。では、この問題についても、これまでとしておきます。

福祉行政について。部長の方から説明がありましたけれども、家庭委託あるいは介護人の派遣というところでやっていきたいと。どちらにしても、来年実施するにしましては、実施をしながら、より一層改善していくというのが必要だろうと思います。ある意味では、ここをこういうふうによりよくしていくとか、あるいはこのところは少し、余り効果がないからこういうふうに改善していくとか、それは、実施していく中で考えていけばいいことだと思いますので、今のうちに他市町村の状況を十分把握しながら、最善の方法を選んで取り組んでいきたいと思っています。

それと、施設に關係しては、必要性は十分あるというふうに考えているということです。平成二年度からは難しいという答弁なのですが、将来的には、市として、施設をつくっていくのだからという考え方があるんだというふうに受け取っておきたいというふうに思います。それを中心により一層の発展があればいいというふうに思いますので、これは、来年度実施するという内容で進めているという答弁ですから、そういうふうに受け取っておきたいというふうに思います。

あと、学童保育については三名入っているということですね。具体的に心身障害者を受け入れて努力なさっているという答弁になると思うのです。だから、これはそれなりに、私は評価したいと思っていますし、今後さらに、こういったものを充実していけるように、職員あるいは福祉協議会とも相談しながら、より一層発展できるように考えていっていただきたいというふうに強く要望しておきたいと思っています。これからの努力にかかるとは思いません。

それで、市長に答えていただけませんでしたけれども、広報について市長はどのように認識していたのか、あるいは今後どういうふうな内容で、そういった市民に対するお知らせには対応していくのかを答えてください。今後、ぜひこれは変えていっていただけるといふふうには、私は思っているのですが、そこ

ら辺のところを、もう一度市長の口からお聞きしたいと思っていますので、よろしく願います。

次に、就健についてなのですが、知能テストの内容については六小だけがということですが、現場の校長判断だということです。現場の校長判断で実施していくというふうな、知能テストには関係なく考えれば、比較的現場主導型というふうに思えるのですけれども、こういうふうな形で、知能テストの答弁を聞いていると、全部同じような対応をされてもおかしくないと思います。一つだけばつとこういふのが出てきますと、違和感を受けるような感じがいたします。現場の校長の判断という答弁ですので、それはそれでいいです。

で、就健知能テストについての教育長の考え方なんですけれども、私はちょっとやはり賛成できません。先ほど、田村議員が質問したときに、西ドイツの話をされておりました。あれが思ったよりなるほどの考え方ができる内容かなというふうには思ったのですが、就健にしても、はっきり言って、国の施政方針あるいは地域のあり方、これによって、全く変わってくるのだらうと思います。西ドイツは、多分日本と比較して、西ドイツそのものの考え方は地域のあり方、国の持つていくあり方、全く大きな開きがあるんだらうと思います。だから、そういった意味で、二十何人学級が実現しているというふうなことも、当然あり得るわけですが、日本の教育行政そのものに問題があるというふうには、私は考えておりますし、それを支える地域にも、やはり問題があるというふうには私は考えております。だから、現状あるいは実態があるのだらうというふうに思っております。そういう意味では、事前に就健をすることによって、知能テストを実施することによってわかって、それに対応するということではなくて、しよせん、国の指導のあり方あるいは地域のいろいろな市民の考え方の反映として、現状があるんだらうというふうに思います。だから、教育長のそういう素朴な感じだか何だかしりませんが、その考え方というのは、私とはちょっとかなり多くかけ離れている部分があるのかなというふうに思います。

拒否者に対する教育長の考え方についても、親が反対であるということと違って、私にとっでは理解できないということなのですが、これは、別に理解できないのも何も文書で出されているものずばりなのです。拒否者が出てどうするかあるいはこれが出て当然なのか、そういったものも、今後は

いろいろと教育長にお伺いしていきたいというふうに思いますが、少し教育長の認識はちょっと欠けている部分が、私はあるのではないかと、うふうにちょっと感じましたので、今後とも教育長自身もよく考えていただきたいと思います。拒否者に対し、再度通知をする必要はないのではないかと、言ったのですけれども、一応出すということなのです。これは、事務的な発想なのだろうなというふうには思いますが、私としては、こういうことはやめていただきたい。拒否している人に、改めて出す必要はないというふうに思いますので、その点申し添えておきます。

あと、知能テストをやめたら、どういう影響があるのかということについては、義務づけられているから、やめたら処分をくらうということは、出ているわけですね。先ほども言ったように、もともとこの就学時健康診断あるいは知能テストというのは、国の行政指導があるわけですから、一自治体の教育委員会で、云々ということはできない状況があるのはわかっておりますが、だからといって、知能テストがもう完全に障害者を発見するためのテストであるという以上ね、私はこのことは、絶対交わらないわけですので、今後とも、これについては、いろいろ教育委員会の考え方もさらに聞いていきたいと思えます。これは、できれば来年もまた聞いていきたいというふうに思いますので、きょうの段階では、これまでいたします。以上です。

○助役（浅見裕康君） 広報関係のことについて、私の方からお答えします。

確かに、広報の表現というのがいろいろございまして、恐らく表現の仕方の問題だと思えます。今、御指摘いただきましたようなことも踏まえまして、十分研究をさせていただきますので、よろしく願います。

○二番（大森 進君） 要望致します。今、意見が出されたということ、今後十分検討していきたいということなのですが、私は何度見ても、この文言の扱い方あるいは心身障害者に対する表現の仕方というのは、絶対認めるわけにはまいらないというふうに思っています。これはどう考えたってそうです。だから、検討していただきたいということ、こういった表現は、今後あり得ないと。もっと違った形で表現の仕方、非常に思いやりのある仕方ということを考えていただきたいと思います。これは、強く要望して

おきますので、来年あるいはその時期にこういったものを見れば、おのずと市の姿勢というのはわかりますので、これは、ぜひ変えていただきたいというふうに、強く要望して要請を終わりたいと思えます。

○議長（仲村清信君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（仲村清信君） 日程第二 議案第九十号 昭和六十三年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。

よって委員長の報告及び質疑は省略することに決定いたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者十一番 松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第九十号 昭和六十三年度福生市一般会計決算認定について、日本共産党議員団を代表いたしまして、反対の討論を行います。

私は当決算について、六十三年度を通じての議会での審議とさきの決算委員会での四日間にあたる審議の中で、明らかにになりました問題点を指摘いたしました。反対討論とするものです。

まず一番目の問題は、六十三年度一般会計予算の計上と執行において、自民党政府に対してどのような対応をしてきたかということです。昭和六十年度から始まった補助金カットは、六十三年度も続けられ、福生市の決算による補助金カットは一億三千四百四十六万円にものぼっています。また、自民党政府は国民の多数の反対にもかかわらず、マル優廃止を決めました。その結果、利子割交付金として一億九

千九百九十四万一千円が交付されましたが、市民のマル優廃止による増税は利子割交付金の数倍に及ぶものと思われれます。一方で、住民税の減税が実施され、決算上で約二億円相当になるものの、一般庶民は増税、減税の差し引きでは、圧倒的に増税であります。こうした自民党政府の地方自治体と住民への負担の強化に対して、毅然とした反対の態度をとらない市政運営が、まず続けられてきたと思います。

二番目の問題は、鈴木都政との関係で、市政運営がどうであったか。鈴木都政の負担、押しつけに、毅然とした対応をしたかどうかであります。昨年も指摘したことありますが、都立保育園の受け入れによる後年度負担は、一億五千万円にもものぼるものであり、こうしたことに何の反省も加えられておりません。また、国保繰出金を鈴木都政のペナルティーを恐れ、前年並みの二億四千万円に抑え、その上、保健基盤安定制度が取り入れられるや否や、その金額に相当する繰出金を減額するなどを行いました。

その一方で、国保加入者に三年連続の値上げで、特に所得の低い層に重い負担を押しつける。まさに鈴木都政言いなりの市政運営を行ってきたではありませんか。

三番目の問題は、横田基地に対する市の対応の問題であります。E2Cのたび重なる訓練による騒音のまき散らしがあっても、横田基地を容認し、その上、基地に対する莫大なサービスを継続しております。下水道料金で、六十三年度も三千二百二十万円のサービスを行いました。一般会計から、下水道特別会計に九億九千四百万円も繰り出しをしていることから見ましても、こうした基地に対する大サービスは、直ちにやめなければならぬものであります。軽自動車税におきまして、再三の指摘にもかかわらず軍人軍属には、市民の二割、三割の税金で結構というサービスが続けられており、そのために七十二万六千五百五十円のおまけをしてあげました。税は公平でなければなりません。基地を容認する立場で、大盤振る舞いのサービスが続けられてきたわけであり、また、基地との交際も前市政と同じように、石川市政におきましても行い、クリスマスなどを初めとしてたびたびこうしたことを行い、大変な友好ぶり、ここに四十二万一千円相当の経費を費やしてきたではありませんか。また、市民の安全を守るべき立場にあるにもかかわらず、チームスピリットなどの基地を使用しての演習が行われました。安全性確保に配慮してほしいというだけで、反対はいたしませんという態度であります。市民のことであり、米軍の方におもねる

態度といわなければなりません。(「そんなことないよ」と呼ぶ者あり)

また、税金の面から見ましても、基地から固定資産税、住民税の徴収をすることはできません。そのための基地交付金は、固定資産税相当分と大きくかけ離れており、住民税相当分も考え合わせるならば、当市の損失は、優に十億円以上にもなると考えられます。基地被害を受けている自治体としては、まさに踏んだりけつたり事態でありながら、それでも基地を容認し、サービスを続けているわけであり、その上、航空機騒音を公金八十九万六千円もかけて測定しても、そのデータは市民に公表しないという態度をとり続けています。こうした基地奉仕の市政運営は、まさに市民の最大の不幸であります。

四番目の問題は、大企業に対する問題であります。昨年も指摘したところであり、巨額な民間企業となったNTTにあいもかわらず道路占用料を、本来徴収すべき額三百七十七万一千六百円の八〇%、三百一十七万二千二百八十一円しか徴収せず、七十五万四千三百二十円のおまけをしています。東京都とNTTとの約束を口実としたサービスであり、ここにも鈴木都政の押しつけに追従する市政の姿が出ております。もともと単価そのものも低く、その上、割引サービスをするようなことは、許せません。このような特定大企業へのサービスは、金額の大小を問わず私は許されたいと思います。

五番目の問題は、建設事業などでの財政支出に対する問題です。決算委員会でも指摘いたしましたけれども、福生駅自由通路改良事業において、用地費を含めて、総額五億四千五百八十六万六千円の支出がなされました。当初予算審議の時点で、この通路の利用者は四千五百人ぐらいであると、市当局は答弁しておりました。当然、莫大な予算をかけたわけですから、完成後、直ちに利用状況の調査をやったものと思っても構わない。多額の予算をかけても、全くなされていませんでした。つくってしまえば、あとはどうう無神経さ、ここには、財政支出に対する驚くべきほどの金銭に対する麻痺があると言わざるを得ません。十分な反省をしていただきたいと思います。

次に、この自由通路改良事業に伴って発生したもう一つの問題です。福生駅前派出所建設補償代行事業費二千三十万七千円の執行であります。当初予算審議において、私は二束三文の価値しかない物件に二千

万円もの補償代行業を行ふのは、法に違反する行為だと指摘いたしました。市当局は、市の名物的なものにするのだといって、予算執行をいたしました。ここまで断言したわけですから、さぞや福生市の名物ができると思いきや、決算審査で、そういうものともなっていないと答弁されるありさまです。確かに、あの駅前交番を見て、福生市の名物になるなどと思う人は五万七千市民の中でだれ一人いないでしょう。あの交番が市の名物と持ち上げる人がいたら、ぜひ私はお知らせいたしたいと思うのでございます。そこで問題なのは、当初予算審議で、市の名物的なものをつくることによって二束三文の物件に二千万円もの補償代行業をやり、名物とも言えないものをつくってしまったことであり、この責任はきちっととっていただかなければならないものと、私思います。議会軽視も甚だしい限りであり、多数与党とは言え、こうしたことにけじめをつけておかないと、第二、第三の問題が起きる可能性があり得るので、この際、厳しく指摘するものであります。

六番目の問題は、福生の保守市政に一貫して流れている福祉軽視の問題です。六十三年度を通じて民生費の中で新規施策はあるかとの私の質問に、目新しいものはないという答弁に象徴されるように、福祉軽視は一貫して流れているものです。保育の障害児加算補助、緊急通報システム、リフトバスの買いかえ、福祉タクシー利用券などレベルアップされたものをトータルしても、それに要した財源は四百六十二万五千円に過ぎません。さきに指摘した自由通路改良事業や駅前派出所補償代行と見比べて見るならば、いかに福祉が軽んじられているか、だれの目にもわかると思います。にもかかわらず、市当局は何の根拠も示すことなく、福祉の水準は三多摩二十六市中、決して下位ではない。中以上は行っていると強弁するに至っては、まさに噴飯物であります。六十二年度のときには、民生費の総額が土木、教育費よりも多いことをもって当時の田村市政が福祉に力を入れていることの証明にしようと、与党の皆さんは試みました。そういう視点から見ると、六十三年度は、土木費がやっぱり民生費をはるかに上回っており、保守市政は福祉に冷たい市政であることを、この点からも見事に証明しているではありませんか。

七番目の問題は、教育についてであります。六十三年度は、ほとんど教育長不在ともいっていい年度でありました。そのため、父母の強い要望であります中学校給食は中学校給食の審議会をつくるというい

がら、とうとう一年先送りをしてしまった年度であります。その責任は非常に大きなものがあると思います。また、父母負担の解消も、一向に進まず、六十三年度小学校、中学校ともに二百円軽減になったに過ぎません。また、修学旅行費補助金では、小学生四百円、中学生千八百円のアップであり、アップ分の金額は百二十七万七千円にしか過ぎません。その一方で、円高差益等による光熱費の減額分は一千七百万円にもなりますが、こうした分を教育委員会として、父母負担解消に回す努力を何らとることなく、すべて減額補正で済ませてしまっています。四中建設、八小建設も何一つ済むことなく経過してきた年度でもあります。こうした年度でありながら、六十三年度を通じての予算に対する教育委員会としての意見は、何もないという驚くばかりの状況でありました。

八番目の問題は、住民負担の強化がさらに進められてきたということです。行革大綱決定後、二年度に当たり、当年度も引き続いて保育料、国保税の値上げが行われてきました。行革の名において、具体的に実行されている最大のものは、市民の負担強化であります。こうした市民いじめのにせ行革は中止をし、次に述べるようなむだな飲み食いこそ、まず第一番目にやめるべきだと、私は思うのでございます。

九番目の問題は、このむだな飲み食いなどの経費の問題です。市長の交際費や食糧費、渉外事務に要した食糧費、各防衛補助事業における食糧費などの合計金額は八百二十二万六千八百二十円にのびます。少なからぬ慶弔費が必要であることは、申すまでもありません。しかし、当市の場合には、かなりの金額を防衛施設庁職員や横田基地関係に支出されており、お土産つきの接待をしなければ、補助金が出ないということはあり得ず、このような悪しき慣習をやめていかなければならないことを、強く指摘するものであります。

十番目、最後の問題は三多摩トップの積立金をため込んでいる市政運営の問題です。市当局発表の福生市の当決算における各種積立金の合計額は七十五億九千四百七十四万四千円です。主要なものは、都市施設整備基金、財政調整基金などです。この各種積立金の総額で比較いたしますと、三多摩二十六市中、十三位の積立金額になります。さらに、人口一人当たりで見ると、福生市は十三万四千九

百九十七円になり、二十六市中第一番目であります。ちなみに二十六市で財政力指数一番目の武蔵野市が、人口一人当たり十万三千七百九十四円で三番目、財政力指数二番目の三鷹市が人口一人当たり十一万二千三百四十五円で二番目です。この比較を見ましても、いかに、福生市の積立金が莫大なものであるかはつきりしていると思います。

さて、こうした積立金がなぜ増大したのか。それは、自治体としてやらなければならない福祉や教育などの基本的な分野において、低水準の行政を継続してきた結果にほかなりません。また、防衛補助事業中心の建設、土木を重点としてきた結果にほかなりません。その反面、市民は負担の増大と施策の貧困にさらされているわけであり、金持ち福生市のもので、市民は厳しい生活を強いられているわけであり、す。以上十点の問題点を指摘いたしました、今の福生市を市民本位の市政に一日も早く転換しなければなりません。財政的な点では、さきの積立金のところでも明らかにいたしましたけれども、さらに、福生市の一般財源の額を見ましても、市民一人当たりで見ると、十八万九千八百円であり、財政力指数一・二〇で、二十六市中、七位の日野市の十七万七千九百円をはるかに上回っております。一般財源が、現実にあるわけです。御承知のように、日野市は革新自治体として、全国的にも優れた施策を次々と打ち出しています。こうしたことを見るならば、当福生市の問題は、財源にあるのではなく、市政担当者の政治姿勢にあることは、はっきりとしております。今こそ、基地容認のまちから福祉、教育のまちへ大転換をすることが求められていることを申し上げまして、日本共産党議員団を代表いたしましたの反対討論とします。

○議長（仲村清信君） 六時三十分まで休憩いたします。

午後六時 十七分 休憩

午後六時二十九分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、賛成者十五番齋藤 巽君。

（十五番 齋藤 巽君登壇）

○十五番（齋藤 巽君） お許しをいただきまして、議案第九十号 昭和六十三年度福生市一般会計決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

本案につきましては、去る十一月二十日から十一月二十四日にかけて、四日間にわたり質疑が行われました。国は国家財政の厳しい状況のもとに財政再建へ向けて、財政改革を強力に推進している。引き続きこのような状況から、市財政にとっても大変厳しい時期にありましたことは、皆様も御承知のとおりでございます。この決算は、前任の田村市長から市政を引き継ぎ、就任日も浅いところでございましたが、実施計画に基づき、着実に事業を推進させましたことは、この四日間の決算審査の中で明らかにされたところでございます。もともと、当市は自主財源が低く、当年度も五六・二％ですが、このことは、逆に、市民一人当たりの歳出は二十五万七千円ほどで、二十六市中、九位。税収は十一万五千円ほどで二十六市中、二十四位にあらわれておりますように、負担は低く、使われた額は多いということでありまして、その差額は依存財源によったと言えるわけでございます。

当市の決算から、目的別歳出の状況を市民生活に直接かわりのある主な科目、二十六市との比較をしてみますと、土木費で五位、民生費で十位、教育費におきましては、建設事業の減によるものの十二位という結果が出ております。また、公共施設等の状況にしても、道路改良率、道路舗装率、一人当たりの都市公園の面積、下水道の普及率、社会教育施設の面積等におきましては、いずれも二十六市中、上位という結果が出ております。これを見てもわかりますように、理事者を初めとする関係者の努力によるところが大きいと思うのであります。また一方、各種積立金にいたしましては、堅実な予算執行と高水準行政を推進した上で、このような積み立てができたわけで、今後の片倉跡地の大型事業のための財政需要を考えれば、当然の措置であります。また、横田基地の問題につきましても、国策上、現存することの上で、騒音防止や安全性の確保に大変努力されておりますし、基地関係の交付金につきましても、国会予算の厳しい状況のもとで、当市は減額されることなく推移しておりますことは、結構なことでありまして、より一層の理事者の御努力を期待するものであります。

最後に、この決算に対する市監査委員の報告によりましても、計数の誤りもなく、予算執行上も適正に処理されていると報告されております。私ども、全くそのとおりであると考えます。

今後、市長を初め、全職員におかれましては、五万七千市民のために、引き続き健全な財政運営に努め、二十一世紀に向けて、クリーンで活力があり、ユニークなまち福生の建設のため、全力を挙げて御努力されますことをお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(仲村清信君) 次に、反対者二番大森 進君。

(二番 大森 進君登壇)

○二番(大森 進君) それでは、議案第九十号 昭和六十三年度福生市一般会計決算認定について、革新クラブを代表して反対討論を行っていききたいと思います。

六十三年度決算審査特別委員会における四日間にあたる審査の中で、問題点とされるものを幾つか指摘して、討論にしたいというふうに思います。

まず最初に、六十三年度決算について、本会議における理事者側説明の中で、決算における影響等があるにもかかわらず、埼玉銀行不祥事件に何ら触れられておりませんでした。これは、理事者側に、埼玉銀行不祥事件に対する責任感のなさを改めて示した出来事であるというふうに思います。まず最初に、理事者側の反省を求めるものであります。

次に、六十三年度決算認定について、最大の問題点は基地の問題であります。福生市の行政を考える際、米軍横田基地によって、大きな影響を受けていることは言うまでもありません。石川市長は田村市政を受け継ぎ、横田基地を容認し、市政に当たってきました。市民にとってがんとと言える横田基地に対し、反対の姿勢を何ら示そうとせず、基地をもって、今後の市政に当たろうとする姿勢そのものを、断じて認めるわけにはまいりません。六十三年度決算を見ても、防衛関係費は二十二億円を超えており、全体の一九・九%を占める割合となっております。補助金の性格等の絡みを見ても、福生市の行政における弊害が多太となっております。市民にとってプラスとはなり得ません。加えて、市長の基地に対するサービス精神は田村市政と何ら変わりなく、特別会計とはいえ、下水道使用料金として基地を優遇する中では、約三千二百

十二万円のサービスを行い、軽自動車税、軍人軍属減額分約七十二万円、基地関係の交際費も食糧費で百万円を超えていますし、加えて、市内在住の軍人軍属の把握さえしていない現状であることからして、日々、基地の騒音や事故の危険性に脅かされている市民にとって、許しがたい内容であると言わなければなりません。

また、福祉行政においては保育料の値上げを実施し、受益者負担を増大させ、都立保育園の移管に伴い現時点でも市負担が行われ、三年ないし四年後には七千万円にも及ぶ市負担が予想されます。移管実施は、とんでもない過ちを侵したと言わなければなりません。そして、今回、とりわけ力を入れて質問しました福生市の公園、野球場、グラウンド等の管理における除草剤の使用については、六十三年度においても、たつぷり除草剤を散布している事実が明らかとなっております。他市の状況を見ても、二十六市中二十市は除草剤の散布を行っています。こうした現状を市長はよく認識していただきたいと思えます。公園等は、子供が一番利用するところでもあり、健康面から考えても、自然環境の面から見ても認めるわけにはいきませんし、早急に除草剤散布を中止するよう、理事者サイドに強く求めるものであります。

次に、労働費については、全く前進がみられず、労働者に対する行政は粗末なものであると言わなければなりません。そして、額は少ないものでも重要な意味を持つものが幾つかあります。第一に、前にも何度も言っておりますが、福生七夕まつりにおける自衛隊の音楽隊パレードに謝礼を出しておりますが、福生市のまつりに自衛隊はふさわしくないと主張してきました。せんだっての立川基地の墜落事故やなどしお事件に見られるように、自衛隊の不祥事は相次いでおります。今後、自衛隊の参加が行われないように申し添えておきたいと思えます。

二点目として、圏央道建設促進協議会負担金であります。圏央道の通る予定地では、市民の意見を二分していますし、争点が大きく分かれているものに対し、促進を促す負担金など即刻やめるべきであります。そして、委員会の中で明らかにされた十一月十八日の測量調査のためのくい打ち式に、石川市長みずから参加するなど、糾弾されてしかるべき内容あります。

三点目として、青少年問題講座後援会に講師として、河合月海氏なるものを呼び、講演の中では、差別

発言を乱発しておきながら、教育長は差別とは思っていないと公然と答弁するなど、教育委員会の常識判断を疑わざるを得ません。

以上、幾つかの点を挙げてきましたが、数え上げたら切りがありませんので、このぐらいいいたします。が、一番重要な点は、さきにも述べたように市長の政治姿勢が基地容認から反対とならない限り、六十三年度決算認定について、大反対であると明確に申し述べて反対討論といたします。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者九番在原 博君。

（九番 在原 博君登壇）

○九番（在原 博君） お許しをいただきまして、議案第九十号 昭和六十三年度福生市一般会計決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

石川市長が就任の際の所信で、横田基地についてのとらえ方、対応については、今までの市長の進め方を基本的に変えるつもりはなく、それが福生市民にとって賢明なあり方と信じていると申し述べておりますが、私もこの基地のとらえ方としては、同じ考えを持っております。やはり、現実を直視し、その上で市民にとって、最良の方途を講じることが一番望ましいことと思っております。その視点から、この六十三年度決算を見ますと、まず財政の健全性を示す指標である実質収支比率は三・八％で、問題はないと思います。

次に、財政力の強弱を示す財政力指数は〇・八〇で前年度より〇・〇二ポイント向上、財政向上の良否を判断する経常収支比率は七〇・一％で前年度より一・八ポイント向上、公債比率にあっては九・八％で、前年度より〇・二ポイント下回っていること等を見れば、当市の財政状況は健全に推移していると考えており、この点は市長を初め職員の御努力に対し敬意をあらわしたいと思います。

それから、性質別歳出で見ましても、義務的経費やその他の経費の前年度比を見ても、増減差はあるものの、実質的には堅実に執行なされていると考えられます。このような状況を見ますと、基地の交付金の影響はありますが、総体的には大変良好な状態といつてよいと思います。

また、財源の確保という点から見ても、先ほど齋藤議員からお話があったとおりですし、これからの大

型事業に対する基金も積み立てられ、まちづくりに向かつての財政基盤整備が着々と進んでいるということは、虚弱な当市の財政事情からすれば、私は好ましいことであると考えております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）市の収入は景気の変動や地域社会の変化に対応して収入を調整することは難しく、もう一方では、財政活動の広がりから経常経費は毎年伸びていく傾向にあります。これらのことから見て、今後も経営の合理化、効率化により一層努力され、財政全体の弾力性のある財政運営をされることを望むものであります。

本年度は、新しいまちづくりのための基本構想も策定されています。市制二十周年以降、二十一世紀を目指すまちづくりに向かつて、英知を結集し、すばらしいまちづくりが計画され、実行され、独自静のある個性あふれる美しいまちがつくられていくことを期待しまして、本決算に対する賛成討論といたします。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第九十号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第九十号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（仲村清信君） 日程第三 議案第九十一号 昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第九十一号 昭和六十三年度福生市国民

健康保険特別会計決算認定について、厚生委員会の審査報告を申し上げます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

説明を省略して、直ちに質疑に入りました。

委員より、六十三年年度決算の国保税の値上げ率は四・九%、自然増を含めた増収率が九%、監査報告では一一・二%となっているが、その内容について伺いたい。また、滞納世帯数、不納欠損の件数についてお知らせいただきたいというような質問がございました。これに對しまして、当初予算では、自然増を見込んだ上で四・九%の税率改正をお願いしたが、決算の結果では、所得の伸び、固定資産の伸び等により九%という結果になった。一一・二%の伸びは、現年度及び滞納繰越分を合わせたものの収入の伸びであるという説明がなされました。なお、滞納世帯数は、現年度一千六百四十九件、滞納額の最高は三十七万円、最低は千五百円、累計の件数は五千三十六件である旨の答弁がなされました。

また、委員より、各市町村の課税方式、一般会計からの繰入金の基本的な姿勢、また、無料検診を推進して国保の医療費の軽減を図り、市民の健康管理を進めていく考えについてはどうかというような質問に對しまして、課税方式については二十三区は全部、二方式であるが、都下三十二町村では、資産割を除いた三方式が四市、他の二十五市町村は四方式課税である。御指摘のとおり、今後は逐次、資産割は少なくしていかなければならない。また、繰入金については、国保の独立採算が原則であるが、難しい面もあり、財政運営面、国保の財政の健全化という観点で、一般会計からの繰入金もやむを得ないと考える。市民の健康管理は健康センターが担当しているが、PR等を通じ、なお徹底を図っていききたい旨の答弁がありました。

また、委員より、助産費に対する国庫補助金の額は幾らか。また、助産費の一件当たりの額と件数、葬祭費、育児手当の額と件数。また、財政調整交付金の減額の理由は何かとの質問に對しまして、助産費の補助金は一件当たり十万四千円、歳出における助産費の額は十三万円、育児手当は二千円、葬祭費は三万円、件数では助産費百七十件、葬祭費百五十二件、育児手当百七十三件である。財政調整基金の減額は、

保険料の軽減交付金あるいは特別交付金等がなくなったためであるとの答弁がなされました。

なお、そのほかに健康家庭記念品は何を出したか。パーソナルコンピューター購入に至る経緯と考え方。レセプトのチェックはどんなふうに行っているか等の質問がなされ、それぞれ答弁がなされました。

なお、審査中におきまして反対の意見がございましたので、起立により採決いたしました結果、賛成多数により、本決算は原案のとおり認定すべきものと決定をした次第であります。

何とぞ、本委員会決定どおり認定していただきますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原敏子君。

(十二番 原 敏子君登壇)

○十二番(原 敏子君) 議案第九十一号 昭和六十三年年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

本特別会計決算認定につきましては、次の五つの点から反対をするものです。

まず一点目には、被保険者の負担増をもたらした保険税の値上げを行った決算であるということです。保険税の値上げは、当初予算では、前年比四・九%としましたが、決算では九%もの値上げとなりました。この税の値上げは、昭和六十一年度より毎年行われています。しかも、その税の値上げの中で、所得の大小にかかわらない均等割を大幅に値上げをしたことで、高過ぎる国保税が納入できない被保険者が、年々増加しています。均等割を見ますと、昭和六十年度、二千五百二十円だったものが、六十三年度は九千円